

平成21年度

事業報告書

第2期事業年度

自 平成21年 4月 1日

至 平成22年 3月31日

地方独立行政法人

大阪市立工業研究所

目 次

○ 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の概要	
1 現況	1
2 基本理念	2
3 第1期中期計画の取り組み目標	2
4 法人運営	2
○ 平成21年度の事業概要	
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき事項	
1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の促進	3
2 独自開発の研究成果の活用による技術支援サービスの強化	4
3 研究成果等の普及促進及び知的財産の活用	5
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 経営計画や業務調整の機能強化	6
2 柔軟な研究体制及び多様な雇用形態の導入	6
3 組織及び職員の能力向上に向けた取り組み	6
4 管理業務の効率化と情報化の推進	7
第3 予算、収支計画、資金計画	8
第4 短期借入金の限度額	11
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画	11
第6 剰余金の使途	11
第7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する計画	
1 施設及び設備の活用及び整備	12
2 安全衛生管理対策	12
3 環境に配慮した取り組みの推進	12
4 情報公開の推進及び個人情報の保護	13
5 法令等の順守	13

地方独立行政法人大阪市立工業研究所 平成 21 年度事業報告

○地方独立行政法人大阪市立工業研究所の概要

平成 20 年 4 月に一般地方独立行政法人へ移行した大阪市立工業研究所（以下、「市工研」という）は、その特長を活かしながら大阪地域の産業の持続的発展に寄与する役割を担って業務を遂行してきた。

1 現況

(1) 設立目的

工業に関する科学的研究を行うとともに、その研究成果の実用化及び工業技術の高度化を図ることにより、企業に対する支援を行い、もって地域経済及び産業の発展に寄与する。

(2) 事業内容

- ① 工業に関する研究、調査、普及その他の事項に関すること
- ② 工業技術に関する試験、研究、調査、支援その他の依頼に応じること
- ③ 工業技術に関する研究又は産業の振興に関して施設及び設備を使用させること
- ④ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

(3) 事業所の所在地

大阪府大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 50 号

(4) 沿革

大阪市立工業研究所は、大正 5 年（1916 年）7 月に創設され、平成 20 年 4 月に、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人へ移行し、地方独立行政法人大阪市立工業研究所となった。

(5) 役員 の 状 況

理事長	島田	裕司
理 事	水田	憲男
理 事	喜多	泰夫
監 事	佐々木	寛治（非常勤）

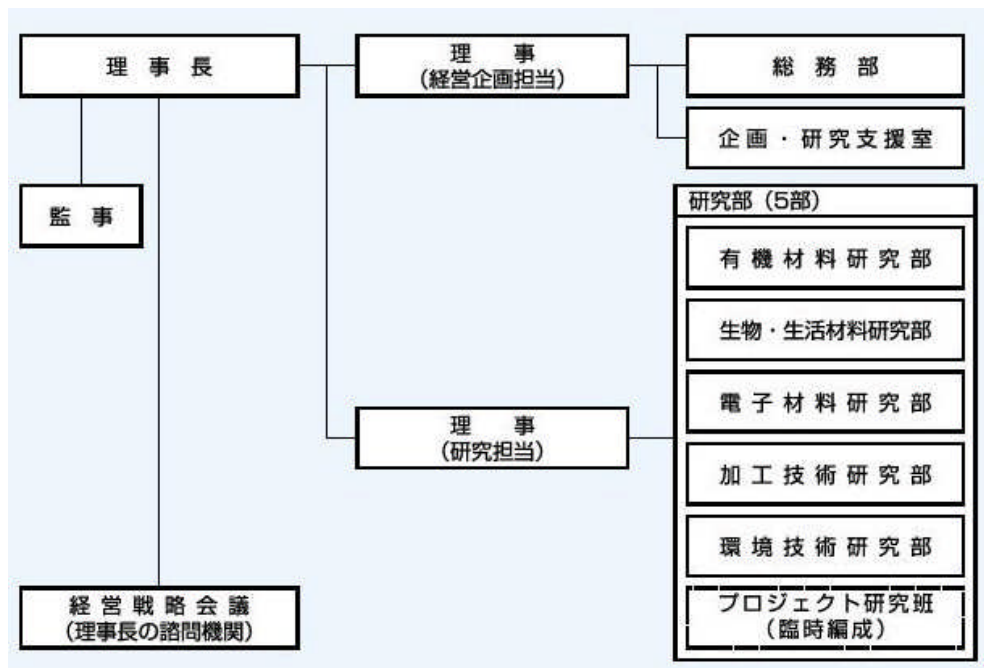
(6) 資本金の状況

4,853,124,600 円（全額大阪市出資 平成 22 年 3 月 31 日現在）

(7) 職員 の 状 況

92 名（事務員 13 名、研究員 79 名）（平成 22 年 3 月 31 日現在、役員を除く）

(8) 組織



2 基本理念

大阪地域の基幹産業であるものづくりの競争力強化に向け、「迅速」「柔軟」「連携」をモットーに、産業界の将来を見据えた幅広い技術シーズの創出及び中小企業に対して研究企画から製品化まで一貫した技術支援を行うことができる中核的技術支援研究機関をめざす。

3 地方独立行政法人大阪市立工業研究所第1期中期計画の取り組み目標

- (1) 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進
- (2) 独自開発の研究成果等の活用による技術支援サービスの強化
- (3) 研究成果等の普及推進及び知的財産の活用

4 法人運営

地方独立行政法人として、組織、人事、財務など経営の基本的事項について自己責任のもとで実施し、透明で自立的な運営を行う。また、効率的、効果的な試験・研究・普及事業を行うとともに、人事制度や財務会計制度について弾力化を図る。明確な年度計画を設定した上で、目標を達成し、もって地域中小企業の振興や大阪産業の活性化に努める。

○平成 21 年度の事業概要

平成 21 年度は、大阪市立工業研究所にとって法人化 2 年目の事業年度にあたり、初年度（平成 20 年度）の業務実績と課題をもとに、大阪市長から指示を受けた中期目標の達成に向けて取り組みを強化するとともに、法人経営の安定向上を目指して業務改革を進めた。

その結果、企業ニーズに基づいた研究開発の推進、技術支援サービスの強化と利便性の向上、研究成果等の普及促進と知的財産の積極的な活用など、以下に示すように年度計画における目標を達成し順調に推移した。

平成 22 年度においても、こうした実績をもとに中期目標の達成に向けて業務の点検を行い、利用者に対する技術支援サービスの強化など着実に年度計画を推進していく。

第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき事項

1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進

(1) 産業界の技術開発動向や企業ニーズの的確な把握

- ・技術相談業務を研究開発ニーズを把握するための重要ツールと位置付け、従来から実施している面談や電話による相談に加えて、E メールや FAX 等の積極的な活用を図った。その結果、21 年度の技術相談件数は、前年度比 28.1%増の 24,902 件（20 年度 19,434 件）と大幅に増加した。
- ・市工研の未利用企業を訪問して、市工研が保有する技術や技術支援メニューの紹介並びに技術相談を行う「ビジットカンパニー事業」では、延べ 116 名の研究員が 82 社を訪問した。その結果、訪問先企業から 9 件の受託研究を受けるとともに、経済産業省所管の「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（試作開発等支援事業）」及び「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（実証等支援事業）」に企業が行う申請手続を支援し、訪問先企業が申請したうち 6 件が採択された。
- ・「戦略的研究開発のための『知財経営』実践セミナー」、技術情報セミナー「界面活性剤利用の新技术展開」、技術情報セミナー「機械部品・電子部品の信頼性を左右する材料耐久性－その評価の勘所」、「ものづくりの技術課題を解決するアイデア発想法！」等のセミナーを大阪産業創造館と共催したほか、「工研シンポジウム（科学技術講演会）」、「生物・生活材料部 公開セミナー」2 回、「技術シーズ発表会」、「特許フェア」、「大阪市立工業研究所・大阪府立産業技術総合研究所技術情報セミナー」など 10 件のイベントを開催した。
- ・業界団体等が主催する 15 に及ぶ研究会等へ研究員が延べ 220 回参加、また学協会等における研究発表 246 件、学協会の運営や事業企画等への参画、聴講など、積極的な活動によって、市工研の保有技術や技術支援メニュー等の情報発信、潜在的な産業界の潜在的なニーズや最新の研究動向に関する情報収集を行った。
- ・市工研の自主企画研究会として、ハイブリッド材料分野における産学官の技術者や研究者の情報交換の場となる「元素ハイブリッド研究会」を 11 月 1 日に立ち上げるとともに、20 年度に設置した「バイオ産業研究会」でも活発に活動し企業とのネットワークづくりに取り組んだ。

- ・「企画・研究支援室」では、企業ニーズの把握を目的としたビジットカンパニー事業やコーディネート活動について研究員と連携するとともに、産学官連携を目指した外部資金事業募集に係る所内説明会の実施、プロジェクト研究の取り組み促進、研究成果普及のためのセミナー開催、市工研の知名度に関するアンケート調査など幅広い活動を行った。

(2) 独創的で先進的な研究開発の推進

- ・中小企業の多様なニーズ等に応えるため、試験技術や評価技術の質の向上と技術の蓄積に努めた。さらに、技術相談や受託研究等を通じて、中小企業に対する課題解決や先進的な技術を提供するため、重点 5 分野、16 項目について 93 テーマを設定してシーズ開発研究や実用化研究、プロジェクト研究等に取り組んだ。
- ・自己資金による研究のみならず、経済産業省や文部科学省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、独立行政法人科学技術振興機構（JST）などの提案公募型研究に応募し、30 件の外部資金を獲得して研究に取り組み課題解決を図った。

(3) プロジェクト研究の推進

- ・地域産業界のニーズに応えるため、新産業の創出を促し技術革新につながる 4 つの重点研究分野において、産学官の連携及び研究部間の連携による 8 テーマのプロジェクト研究班を設け、限られた期間内に将来市場の製品化を指向した研究開発を推進した。

(4) 大学・研究機関、企業等との連携強化及び企業間連携の促進

- ・大学の共同研究員制度を利用した共同研究 6 件、国立共同研究機構の施設を活用した共同研究 3 件など連携・交流を活発に行い、学協会で 33 件の成果発表と特許 2 件の共同出願を行った。
- ・大阪産業創造館との連携を積極的に推進し、シーズ発表会やセミナーなど 8 件のイベントを共同開催するとともに、都市エリア産学官連携促進事業や地域新生コンソーシアム研究開発事業のフォローアップ事業の共同実施、研究成果の普及と事業化に向けた取り組みを進めた。
- ・企画・研究支援室と研究員が連携し、受託研究企業と異分野企業との技術連携をコーディネートし、6 件の共同開発研究に取り組んだ。

2 独自開発の研究成果の活用による技術支援サービスの強化

(1) 技術相談サービスの充実

- ・技術相談窓口の研究員を配置し、専門知識を生かして来所者や電話顧客の相談に応えるとともに、E メールや FAX による技術相談により、利用者の利便性向上に努め、20 年度実績を 28% 上回る 24,902 件の無料技術相談を実施した。
- ・市工研の未利用企業を訪問して、市工研が保有する技術や技術支援メニューの紹介並びに技術相談を行う「ビジットカンパニー事業」を昨年度に引き続き実施し、延べ 116 名の研究員が 82 社を訪問し、現場においてきめ細かでの確な技術相談を実施した。
- ・大阪産業創造館において開催した技術情報セミナーに併設して個別技術相談を実施した。
- ・企業の研究や製造プロセス改良に関するコンサルティングを 78 件実施した。

(2) 依頼試験分析等の利便性の向上

- ・中小企業等の技術課題を解決するために行う依頼試験分析等の申込に際して、Eメールや電話等による事前予約を受け付けるとともに、手数料等の銀行振込による納入など、依頼手続の簡素化と効率化、手数料等の納入方法の多様化によって利便性の向上を図った結果、昨年度の12.7%増となる8,308件の依頼試験を実施した。
- ・自社内に十分な試験研究設備等を持つことができない中小企業のために、機器装置類の利用サービスを行い、552件（うち半日単位での利用319件）の実績があった。このうち半日単位の利用率は57.8%に達しサービスの向上が図れた。
- ・市工研が保有する機器装置の利用機会の拡大に向けて、個々の機器に関する説明会、測定時の指導料、手続き簡素化のための登録制度などについて検討した。また、中小企業が要望する高度な機器についても、要望をできる限り受け入れ、本年度も受託研究制度により研究員の立会いのもとで利用を可能とした。

(3) 受託研究の高度化

- ・中小企業等の技術開発及び製品開発を支援する受託研究において、開発研究型・産学官連携型・フォローアップ型・人材育成型・依頼試験発展型等様々な形態の受託研究メニューを用意して利用者の利便性向上を図った。その結果、1,788件（うち、企業から1名以上の派遣研究員を伴うものは873件）、収入額171,898千円の研究を実施し、中小企業の研究開発活動に貢献した。
- ・大学や他の研究機関と市工研の共同研究成果を活用する産学官連携事業に、新たな企業参画を促した結果、17件の受託研究を実施し、企業における実用化研究に寄与した。
- ・企業における迅速な実用化、製品化、権利化を実現するため、企業の生産現場への研究員派遣、競争的外部資金の導入支援、特許関連の対応など合計99件のフォローアップを実施した。

(4) 企業における技術者養成の充実

- ・企業の技術者を対象に、市工研において、分析評価機器の説明会を開催し、講習を行った。また、機器装置の利用機会拡大を目指して、測定時の指導料、手続き簡素化のための登録制度などについて検討した。
- ・企業等の内部研修会へ延べ159件の職員の講師派遣を行い、企業における技術者養成を支援した。
- ・大阪府鍍金工業組合と改めて包括的技術支援協定を締結、新たに社団法人西日本プラスチック製品工業協会とも包括的技術支援協定を締結し、それぞれ技術者養成事業への参画や共同研究を通じた技術者養成等に貢献した。
- ・国際協力機構（JICA）から海外技術研修事業を2件受託し、8名の海外研修員を受け入れて技術研修を実施した。

3 研究成果等の普及推進及び知的財産の活用

(1) 研究成果等の広報

- ・国内外の学協会主催の研究発表会において、国際会議での25件を含む246件の講演発表を行った。また、市工研及び他機関主催のセミナー・講習会等において124件の技

術講演を行った。今年度の研究発表（研究論文、学会発表等）の件数は、研究員一人あたり 3.9 件であった。

- ・シーズ発表会、特許フェア、技術情報セミナーなどを開催し、市工研が保有する各種の技術シーズや知財について積極的な情報提供に努めた。さらに、大阪産業創造館をはじめとする他の機関との連携を深め企画段階から広報、集客活動に努めた。
- ・市工研のホームページ上で法人の活動状況を掲載するとともに、「工研だより」や、セミナー等のイベント情報、創業支援ラボの公募情報、入札・契約情報等を掲載するなど広報に努めた。年間のアクセス件数は 57,859 件あり、前年度比 4.2%増となった。
- ・最新の研究成果や各種の技術支援情報、セミナー等の各種イベント情報などを掲載した広報誌「工研だより」を毎月発行するとともに、専門外の読者にも分かりやすい記事の掲載に努めた。

(2) 特許の出願並びに開発技術の積極的な活用

- ・特許出願を推進するため、企画・研究支援室との連携強化など精力的な取り組みを行った結果、受託研究企業との共同特許を 18 件出願した。また、保有する特許権のうち 11 件について実施契約を締結した。
- ・共同出願企業と連携した特許フェアを大阪産業創造館で開催し、保有する単独特許 6 件、企業との共同特許 16 件および出願特許に基づく製品化事例を 3 件紹介し、広報に努めた。
- ・特許出願した研究成果を迅速に実用化・製品化するために、企業の生産現場へ研究員を派遣するなどのフォローアップを積極的に行った。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営企画や業務調整の機能強化

- ・企業の経営者等の外部委員で構成する経営戦略会議を設置し、そこで出された経営や業務運営に関する多面的な意見をもとに、内外の環境変化に迅速かつ的確に対応できる経営判断や研究体制の確立に向け、本研究所のコア技術に関する調査検討、知財管理の事務手続きの整備、市工研の知名度に関するアンケートなどに取り組んだ。
- ・法人の業務運営を調整するため、理事長、理事、総務部長、研究部長からなる運営協議会を毎月 2 回開催して運営方針を検討するとともに、下部機関として 16 の業務委員会を配置し業務運営の円滑化を図った。

2 柔軟な研究体制及び多様な雇用形態の導入

- ・新たに任期付職員の雇用制度を整備し、産学官連携や研究部間の連携など研究員が円滑に活動できる環境の確保を目的として、総務部に 3 名の任期付事務職員を配置した。
- ・新産業の創出を促し技術革新につながる 4 つの重点研究分野（ナノテクノロジー関連、環境・エネルギー関連、高機能性材料関連、バイオテクノロジー関連）において、緊急性・重要性が高く、また産学官の連携及び研究部間の連携による実施が必要とされる 8 つの研究課題をプロジェクト研究として位置付け、複数の研究部から専門性の高い研究員が参画する時限的なプロジェクト研究班を 8 班設置し集中的に取り組んだ。

3 組織及び職員の能力向上に向けた取り組み

(1) 適正な評価制度の確立及び研究員の意欲の喚起

- ・研究開発、企業支援、組織運営の各業務成果に係る総合的かつ客観的な評価基準の明確化を図り、自己評価・評価者面談・目標管理制度を柱とする研究員の評価制度を実施するとともに、昇給や賞与査定などの処遇に反映させた。
- ・研究部の経常研究予算の配分にあたり、手数料等の収入額に応じて配分率を拡大し、研究員の企業支援に係る業務意欲の喚起に努めた。

(2) 外部機関への研修派遣等による人材育成

- ・研究員 1 名が国内大学の社会人博士課程に在籍した。
- ・海外の大学・研究機関における研修として、研究員 1 名を 7 月から 1 年間、カナダのクイーンズ大学に留学させた。
- ・研究員 2 名が博士の学位を取得した。
- ・大阪市立大学、大阪工業大学などにおいて、研究員 14 名が客員教授や非常勤講師を務め人材育成に努めた。
- ・市工研が導入した分析機器等のユーザー研修に研究員を積極的に参加させ、最新情報の入手に努めた。
- ・法人の信頼性や公平性が評価され、大阪市、商工団体、独立行政法人、公益法人等が実施する企業等への助成及び表彰に関する審査委員、評価委員等として 16 件の技術審査を行った。
- ・研究員の能力向上の成果として、各種業界団体・学協会などから 6 件の表彰を受けた。

4 管理業務の効率化と情報化の推進

(1) 民間への業務委託等による管理業務の効率化

- ・施設維持管理業務と給与計算業務について、前年度に引き続き民間委託するとともに、設備機器の保守点検についても外部委託や競争入札等によって業務の効率化や経費削減を図った。

(2) 情報システムの導入による事務処理の迅速化

- ・財務会計及び人事給与事務について前年度に引き続いて企業会計管理ソフトを活用して、事務処理の迅速化、効率化を図った。
- ・試薬管理業務において、前年度と同様に試薬管理システム（CRIS）を活用して市工研における全ての保有試薬の種類と保有量のデータ共有化を図るとともに、購入試薬・使用済試薬・破棄済試薬の種類と量を一元管理し、有効活用の促進と試薬保有量の低減に努め、研究本棟内の危険物量を前年度比で 17%削減した。

第3 予算、収支計画、資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
収入			
運営費交付金	1,109	1,131	22
自己収入	340	382	42
事業収入	226	231	5
外部資金研究費等	100	133	33
その他収入	14	18	4
長期借入金収入	0	80	80
計	1,449	1,593	144
支出			
業務費	1,315	1,303	△ 12
試験研究経費	156	146	△10
外部資金研究経費等	100	123	23
役職員人件費	1,017	1,007	△ 10
施設改修費	42	27	△ 15
一般管理費	134	120	△14
長期借入金返済による支出	0	80	80
計	1,449	1,503	54

2 収支計画

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
費用の部			
經常費用	1,431	1,367	△ 64
業務費	1,174	1,146	△ 28
試験研究経費	117	62	△55
外部資金試験研究経費	40	81	41
役職員人件費	1,017	1,003	△ 14
一般管理費	133	115	△18
減価償却費	124	103	△ 21
財務費用	0	3	3
支払利息	0	3	3
収入の部			
經常収益	1,451	1,489	38
運営費交付金収益	1,067	1,069	2
事業収益	199	231	32
外部資金研究費等収益	40	110	70
その他収益	41	18	△ 23
資産見返運営費交付金等戻入	6	7	1
資産見返物品受贈額戻入	68	46	△ 22
資産見返補助金等戻入	30	5	△ 25
資産見返寄附金戻入	0	3	3
純利益	20	122	102
総利益	20	122	102

3 資金計画

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算－予算)
資金支出	1,469	1,854	385
業務活動による支出	1,293	1,215	△78
投資活動による支出	142	145	3
財務活動による支出	0	102	102
次年度への繰越金	34	392	358
資金収入	1,469	1,854	385
業務活動による収入	1,449	1,555	106
運営費交付金による収入	1,109	1,131	22
事業収入	199	229	30
外部資金研究費等による収入	100	177	77
その他の収入	41	18	△23
財務活動による収入	0	80	80
前年度よりの繰越金	20	219	199

第4 短期借入金の限度額

年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 4億円	該当なし
2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。	

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画

年度計画	実績
なし	該当なし

第6 剰余金の使途

年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合、研究開発及びその研究成果の普及、活用並びに企業支援の質の向上と組織運営の改善に充てる。	該当なし

第7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備の活用及び整備

- ・中期計画期間の施設改修計画に基づき、老朽化した屋上冷却塔、海外研修生室冷暖房設備、非常制御用蓄電池の交換など設備改修を実施した。
- ・使用不能となった、X線マイクロアナライザー、ジャーファーメンター、分析用超遠心分離装置、ダイヤモンドカッター、ボール盤等の大型機器及び付属設備を廃棄し、有効なスペースの確保に努めた。
- ・プラスチック技術センター内を整理し、床に配置していた成形材料を保管棚に収納することによって安全な作業スペースを確保した。
- ・透過型電子顕微鏡室、レーザー応用技術実験室、質量分析室の各部屋に新たに個別空調設備を導入し、分析機器類の性能維持やレーザー光散乱の危険防止、高温多湿状態の改善などに努めた。

2 安全衛生管理対策

- ・引き続き、安全衛生委員会及び業務委員会を軸とする管理体制の下で、安全衛生計画を策定し、職場の安全と職員の健康確保を目的として計画的に取り組んだ。
- ・職員の過重労働による健康障害防止対策として、自己チェック票の作成及び産業医の面接指導について制度化した。
- ・産業医による定期健康相談、衛生管理者等による定期的な職場巡視、作業環境測定、健康診断、教育訓練等を計画的に実施し、職員等の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成、職員の意識向上を図った。
- ・ドラフト、遠心機械、圧力容器、照明器具等について自主定期点検、第一種圧力容器及びクレーンについて専門業者による定期点検並びにエックス線装置やレーザー機器の設置施設及び関連機器に係る定期点検など、法令に基づく定期点検や作業環境測定を実施し職場の安全と実験環境の整備に努めた。
- ・分析機器センター（コンピュータ室）の特殊空調機の修理、取替えを行い、騒音の低減と省エネ化を図った。
- ・透過型電子顕微鏡室、レーザー応用技術実験室、質量分析室に個別型空調設備を新設し、分析機器類の一年を通じた性能維持とともに高温多湿状態を防止するなど労働衛生安全面の改善を行った。
- ・試薬管理システムの活用による試薬の共有化や業務委員会を通じた適正管理、職員への研修教育などを実施した。
- ・安全衛生管理等の有資格者として、衛生管理者 1 名、化学一圧取扱作業主任者 1 名、甲種防火管理者 1 名を育成した。

3 環境に配慮した取り組みの推進

- ・排水・廃棄物等の適正管理のための排水廃棄物対策委員等の担当者を選任した。
- ・今年度から一般普通ごみの収集は、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さに限定されたことにより、これら以外の廃棄物は産業廃棄物業者に処理を委託することとした。その

ため、廃棄物管理要綱を改正し、市工研が排出する廃棄物を適正に分別収集、管理、排出する方法を制度化するとともに、これを周知徹底し、適切に実施した。

- ・クールビズ及びエコオフィスについて積極的に取り組み、省エネルギーの推進に努めた。

4 情報公開の推進及び個人情報の保護

- ・市工研の事業内容とその運営状況に関する情報については、前年度と同様、地方独立行政法に基づき公表した。
- ・ホームページ上で、入札案件や職員募集、セミナーなどの情報を随時提供した。
- ・研究成果やセミナーの開催などの法人事業について、広報又は情報公開の観点から積極的なプレスリリース等の取り組みについて検討するとともに、法人内の手続を整備した。
- ・個人情報の取扱いについて、前年度に引き続き、設立団体である大阪市の条例等に準拠して適正な運用に努めた。
- ・依頼試験、受託研究、機器使用等の申請用紙について、個人情報保護の観点から適正な管理に努めた。
- ・受託研究等の業務において作成したデータや書類等を適切に管理し、個人情報及び企業情報の保護に努めた。

5 法令等の順守

- ・前年度に引き続き、法令や社会規範に関する資料、法人規程等について法人の運営協議会等を通じて職員へ周知徹底を図るとともに、全職員が法令を順守した適正な業務遂行に努めた。
- ・法人の社会的責任を果たすため、前年度に引き続き、法人規程の整備を行った。
- ・安全衛生等に関する研修会を開催し、法人内全利用者に対し排水・廃棄物関係の処理法をはじめとするコンプライアンスに関して周知・徹底を図った（1月18、21日）。
- ・文部科学省が所管する科学研究費の取扱いに関する法人内説明会（10月1日、2日）を開催し、法令順守について全職員に周知・徹底を図った。法令や社会規範、法人規程等の各種資料について職員への周知徹底を図り、全職員が法令を順守し、適正な業務遂行に努めた。